

金融経済教育推進機構 (略称 J-FLEC) について

島根県金融広報委員会
2024年6月10日（月）

1. 金融経済教育推進にあたっての課題

出所:金融審議会 第26回 市場制度ワーキング・グループ
第6回 顧客本位タスクフォース合同会合 資料3-1

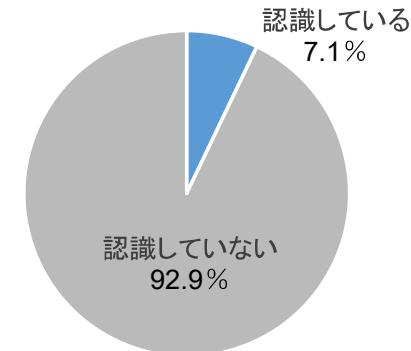
- これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体により、学校や職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組みが実施されてきたが、以下のような課題が存在。
 - ・金融経済教育を受けたと認識している人は約7%。
 - ・長期投資や積立投資、分散投資のリスク抑制効果を認知している人は約4割。
 - ・職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘。
 - ・投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生。
 - ・教育の担い手が金融機関・業界団体である場合、受け手(特に、個別企業)から敬遠されるとの声も聞かれる。
 - ・政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組みや連携を強化すべきとの指摘。

- 広く教育活動を推進していく観点から、「中間報告」においては、職域での教育の重要性が指摘されている。

(参考)金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告
(2022年12月9日公表)

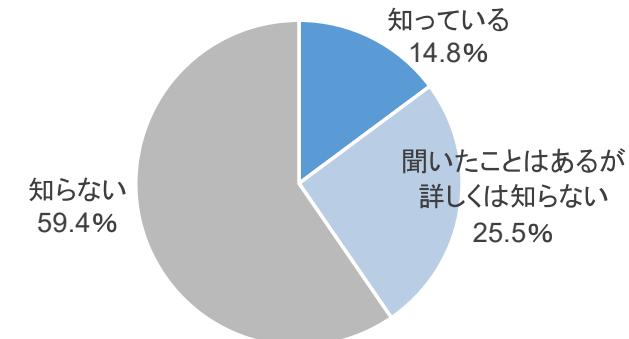
「金融経済教育の機会提供に当たっては、企業等における職域での取組みが鍵となる。中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等において広くセミナーや個別相談等を行うなど、(略)認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体となって取り組むべきである。」

金融経済教育を受けたと認識



(出所)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」
より金融庁作成。

長期・積立・分散投資のリスク抑制効果の認知



(出所)日本証券業協会「2021年度(令和3年)証券投資に関する全国調査(調査結果概要)」より金融庁作成。

2. 金融経済教育推進機構設立の背景①

資産所得倍増プラン（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）※抜粋

◆第三の柱

消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

- 中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、こうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組んでいくことが重要である。そこで、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構（仮称）を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。

◆第五の柱 **安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実**

- 官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。その際、日本銀行が事務局を担う金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得る。



令和5年3月14日、「金融経済教育推進機構」の創設等の国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出。

（同年11月20日 第212回国会で可決・成立）

2. 金融経済教育推進機構設立の背景②

骨太の方針2023(2023年6月16日閣議決定)※抜粋

◆家計所得の増大と分厚い中間層の形成

- 2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、(略)NISA(少額投資非課税制度)の拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年6月16日閣議決定)※抜粋

◆消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

- 中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、そうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組む。来年内に新たに金融経済教育推進機構を設立し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。

◆金融経済教育の充実

- 広く国民に金融経済教育を届けていく。このため、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間金融団体や経済関係諸団体等からの協力を得て、金融経済教育推進機構を設立するとともに、官民連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備する。企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催等、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。

3. 金融経済教育推進機構の概要

出所:金融審議会 第26回 市場制度ワーキング・グループ
第6回 顧客本位タスクフォース合同会合 資料3-1

名称

金融経済教育推進機構（略称:J-FLEC）

設立（現時点での想定スケジュール）

2024年4月設立、同年8月本格稼働

根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

（2023年11月29日公布）

目的

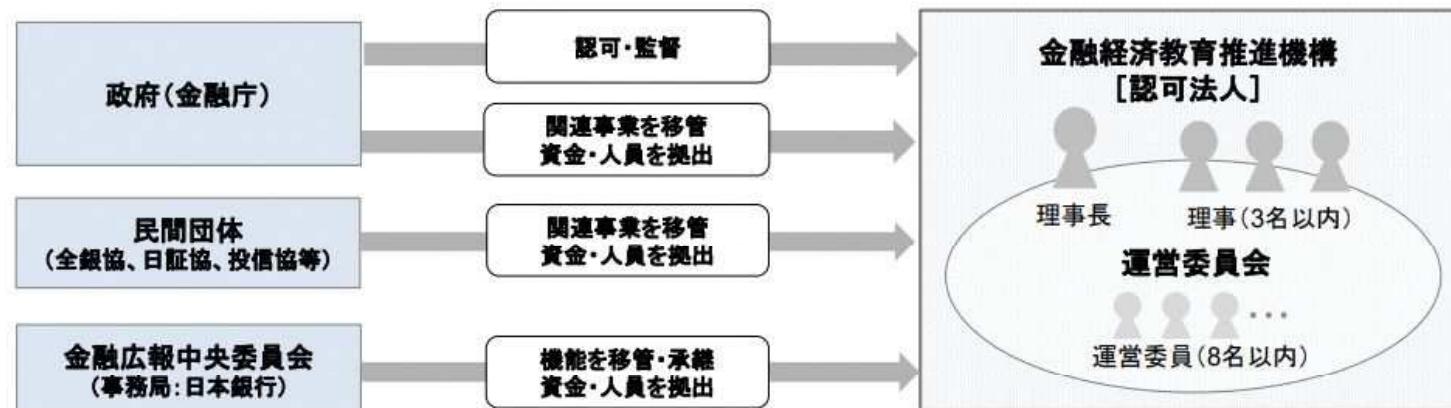
適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること。

職員数

約70名

予算規模（年間の事業費）

約20億円（内、9割以上は民間から拠出）



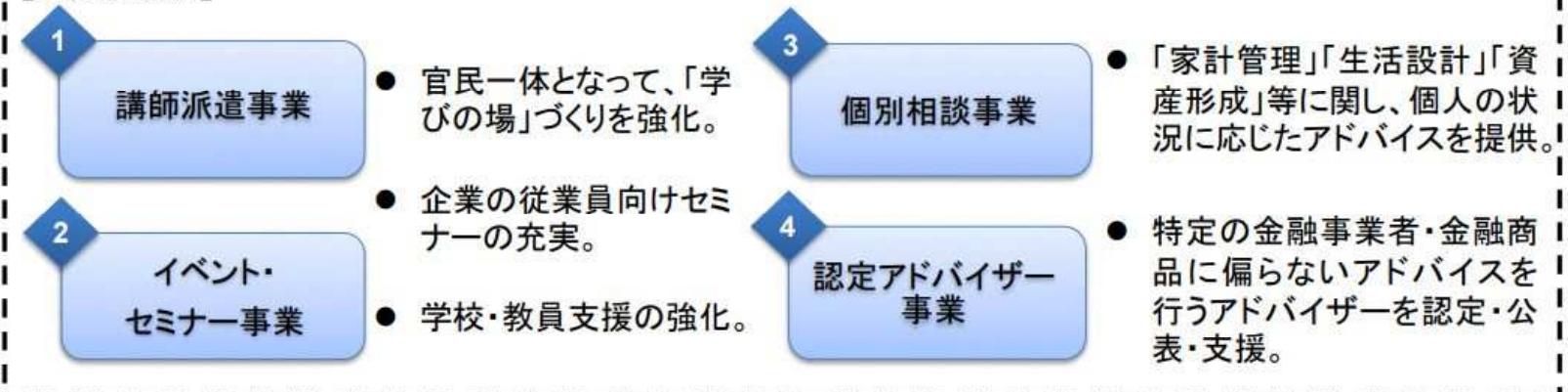
※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

4. 金融経済教育推進機構の事業概要

出典:金融審議会 第26回 市場制度ワーキング・グループ
第6回 顧客本位タスクフォース合同会合 資料3-1

- 効率・効果的な教育活動を抜本的に拡大するとともに、個人の意識の向上や具体的な行動変容につなげる観点から、個人に寄り添ったアドバイスが得られる環境を整備する。

【主要な事業】



- 事業の推進に当たって、教材の充実や講師の質の向上のほか、調査分析に基づきPDCAを回すことで、より良い教育活動の充実を図る。

